

●●● 電子帳簿等保存制度の見直し ●●●

社会のデジタル化を踏まえ、電子化による生産性の向上、ペーパーレス化などから、現行の電子帳簿保存制度が見直され、利用上の事務負担が軽減されることとなりました。(2022年1月1日以後に行うものについて適用)

承認制度の廃止

税務署長による事前承認が廃止されました。

電子帳簿の要件の見直し

以下の要件を満たせば電磁的記録による保存などが認められることとなりました。

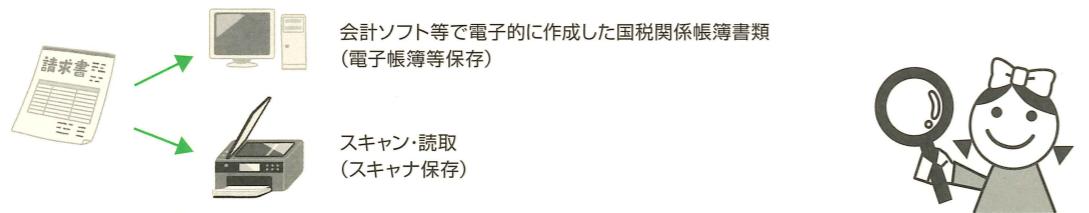
複式簿記に従って記録された国税関係帳簿書類について、

- ①システム関係書類等を備え付けること
- ②パソコンやプリンタ等及びこれらの操作マニュアルを備えつけ速やかに出力できるようにしておくこと
- ③税務職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じができるようにしていること

Keyword

- システム関係書類 … システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル
- 国税関係帳簿 … 総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛帳、固定資産台帳等（所得税法、法人税法等で保存が義務付けられているもの）
- 国税関係書類 … 貸借対照表、損益計算書、棚卸表、契約書、領収書等（所得税法、法人税法等で保存が義務付けられているもの）

改正前は税務署長による事前承認がある場合に限り、要件を満たせば国税関係帳簿書類の電子保存が認められていました。



スキャナ保存に関する要件の緩和

タイムスタンプ要件等について、右の表のとおり緩和されました。
また、電磁的記録について、訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステムにおいて、入力期間内に電磁的記録の保存を行うことをもって、タイムスタンプの付与に代えることができます。

●タイムスタンプとは…ある時刻にその電磁的記録が存在していたことと、それ以降改ざんされていないことを証明する技術。

区分	改正前	改正後
付与の日数制限	3日以内	最長約2ヶ月以内
領収書への自署	必要	不要
訂正削除履歴の確保	システム内での保存	クラウド保存等も可能

お知らせ

「税制研究」No.80（再刊第40号）が9月初旬に発行されます。
購入ご希望の方はFAXにてお申し込み下さい。FAX: 03-3359-4434

誠に勝手ながら 8月10日（火）～8月13日（金） 夏期休業いたします。

経営の信条

わたくしたちは納税者の権利をまもり、税制と税務行政の民主化を図り、企業、とりわけ中小企業、零細企業の発展に寄与するため、全力をつくしてがんばります。

税理士法人 税制経営研究所

◆ 四谷事務所

〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町12番5号
ライラック三栄ビル2階
TEL. 03-3359-4731, 4734, 4735, 4737, 4714

◆ 川越事務所

〒350-0053
埼玉県川越市郭町1丁目7番地24
TEL. 049-223-1259

◆ 静岡事務所(2021年1月移転)

〒422-8008
静岡県静岡市駿河区栗原6番25号
静鉄栗原ビル3階
TEL. 054-294-7735

◆ 四谷 税研ビル

〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町4番10号
税研ビル
株式会社 税制経営研究所
公益財団法人 谷山治雄記念財団
TEL. 03-3351-7401

あとがき

きっと昨年よりは平穏になると期待されていた2021年上半年は、そのほとんどの期間で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されるという異常な事態となりました。非日常だと思っていたマスクの常用にもすっかり慣れ、今やマスクなしで出歩くと財布を持ち忘れたかのように落ち着かない気持ちになるほどです。

自粛続きの飲食業界をはじめとした各業界の負担も相当なものです。ワクチン接種も始まったばかり、頼みの綱の一時支援金等は支給が遅い場合もあるなど、一向に先が見えません。新型コロナ収束に向か、まだまだ困難が待つてそうな2021年下半年。戦いに挑むのは五輪選手だけではなく、私たち自身になりそうです。

(加藤)

税研ネットワーク

ITMG 税制経営研究所
INSTITUTE OF TAX & MANAGEMENT GROUP

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2階
TEL 03-3359-4731 http://www.zeiken.org/



長野県白馬岳(撮影 田中克巳)

ワクチン開発と政治

代表社員 荒川 俊之

外出時のマスク着用が常態化してから久しくなります。オリンピック開催を強行する一方、欧米と比較して新型コロナウイルスのワクチン接種は進んでいません。まだまだ、多くの国民にとって安心して生活できない日が続いています。

欧米では、コロナの流行が始まって1年弱という驚異的なスピードでワクチンの実用化に成功しました。その一方、国内では、民間企業がワクチン開発を進めてはいますが、残念ながら年内に供給できるか予断を許さない状況です。

なぜ、日本では国産ワクチンの開発が遅れているのでしょうか?そもそも平時ににおけるワクチン開発の蓄積の差が原因だと指摘されています。1970年代以降のワクチンをめぐる集団訴訟で国が敗訴したことの影響もあると思いますが、予算上の制約のため、民間のワクチン開発に十分な支援ができなかったことが大きかったのでしょうか。一方、欧米では、開発に必要な手続きの簡略化、臨床試験を行う施設や工場の確保、さらに開発段階から審査を並行することによるワクチン開発のスピードアップなど、資金支援以外でも国が強く支援してきました。

今後は、今回のような事態を想定し、平時から備えることが重要になります。予算措置のほか、国は、大企業だけでなく大学その他の研究機関とも協力し研究開発を推進するとともに、迅速な実用化が可能になるよう制度を整える必要があります。まさに政治の力の見せ所です。

コロナ禍対応や日本の財政状況を考えると、アフターコロナでは増税が必要となるのは明らかです。試験研究を促進するための税額控除などの税制は、大企業への「隠れ補助金」とも言われています。このような税制の見直しも含め、増税の際には、どこから、どのように税金を徴収するかが問題になってきます。コロナ禍で格差がますます拡大する中、法人税や所得税の最高税率の引下げなどを通し税負担が減少したことは明らかです。担税力が生じたものに負担をお願いすることが重要になってくるのではないかでしょうか。

国の政策を決める政治家には、国民の生活と命を守る責務があります。今年は選挙の年でもあります。ますます政治に関心をもって、私たち国民は未来の日本をより良い国にしていかたいものです。

税制改正 TOPICS

人材確保等促進税制の見直しと延長

賃上げ・設備投資から新規雇用を重視した制度に見直しとなりました。
青色申告書を提出する全企業(個人事業主を含む)が対象となります。

	改正前	改正後
適用年度	2021年3月31までに開始する各事業年度	2021年4月1日から 2023年3月31までに開始する各事業年度
適用要件	① 雇用者給与等支給額が前年度を上回ること ② 継続雇用者給与等支給額が前年度比3%以上増加していること ③ 国内設備投資額が減価償却費の95%以上	① 雇用者給与等支給額が前年度を上回ること ② 新規雇用者(新卒・中途)給与等支給額が前年度比2%以上増加していること
税額控除額	雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の15%	控除対象新規雇用者給与等支給額の15% (雇用者給与等支給額の増加額が上限)
上乗せ	適用要件	教育訓練費が過去2期の平均より20%以上増加していること
	税額控除率	控除率5%上乗せ(15%→20%)
控除額の上限	法人税額または所得税額の20%	

所得拡大促進税制の見直しと延長

持続的な賃上げを促す観点から雇用者全体の給与支給額の増加に着目した制度に見直しとなりました。
青色申告書を提出する中小企業者等・個人事業主が対象となります。

	改正前	改正後
適用年度	2021年3月31までに開始する各事業年度	2021年4月1日から 2023年3月31までに開始する各事業年度
適用要件	① 雇用者給与等支給額が前年度を上回ること ② 継続雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増加していること	雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増加していること
税額控除額	雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の15%(調整雇用者給与等支給額の増加額が上限)	
上乗せ	適用要件I	継続雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加していること
	適用要件II	下記のいずれかを満たす場合 ① 教育訓練費が前年度より10%以上増加していること ② 適用年度終了の日までに経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたこと
税額控除率	控除率10%上乗せ(15%→25%)	
控除額の上限	法人税額または所得税額の20%	

Check Point

- 控除対象新規雇用者給与等支給額とは、適用年度において国内新規雇用者に対して、その雇用した日から1年以内に支給する給与等をいい、雇用調整助成金等を控除した金額です。
- 調整雇用者給与等支給額とは、雇用者給与等支給額から雇用調整助成金等を控除した金額です。
- 雇用調整助成金等は、適用要件の判定のときは控除せず、税額控除額の計算のときは控除します。
- 「人材確保等促進税制」と「所得拡大促進税制」を併用することはできません。
- 設立事業年度は適用できません。
- 個人事業主は2022年分より適用となります。

中小企業経営強化税制の延長

中小企業の生産性向上を図るため、一定の設備投資をした場合に、即時償却または税額控除(取得価格の10%)のいずれかを選択適用できます。ただし、資本金3,000万円超1億円以下の法人の税額控除率は7%となります。
また、M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備(D類型)」を追加した上で、適用期限が2年間延長され、2023年3月31日までとなりました。
青色申告書を提出する中小企業者等・個人事業主が対象となります。

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)	デジタル化設備(C類型)	経営資源集約化設備(D類型)		
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備	総資産利益率または有形固定資産回転率が一定以上昇する設備		
確認者	工業会等	経済産業局				
対象設備	◇機械装置 (160万円以上/10年以内)	◇機械装置 (160万円以上)				
	◇工具 (30万円以上/5年以内)	◇工具 (30万円以上)				
	◇器具備品 (30万円以上/6年以内)	◇器具備品 (30万円以上)				
	◇建物附属設備 (60万円以上/14年以内)	◇建物附属設備 (60万円以上)				
	◇ソフトウェア (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70万円以上/5年以内)	◇ソフトウェア (70万円以上)				
その他要件	・生産等設備を構成するものであること (事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません) ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと 等					
控除額の上限	法人税額または所得税額の20%					

注意点

- 中小企業者等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があります。
- 中小企業強化税制は「人材確保等促進税制」または「所得拡大促進税制」と併用できます。

Keyword

- 総資産利益率 …当期純利益÷総資産×100
- 有形固定資産回転率…売上高÷有形固定資産(期首・期末の平均)
- 総資産利益率または有形固定資産回転率が一定以上昇する設備とは?
- 自社と、取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資
- 原材料の仕入れ・製品販売にかかる共通システムの導入

